

かとう知っところ情報 (第 145 版)

ホームページ・Instagram・Facebook でも情報発信中！

発行日:令和 8 年 6 月 19 日
発行:加東市商工会

令和 8 年度 毎月勤労統計特別調査 実施のお知らせ

※調査票に書かれた内容は守秘義務が課せられ、統計以外の目的には用いられません

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

毎月勤労統計調査は、我が国の労働者の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにするため、常用労働者 5 人以上の事業所を対象に毎月行っている調査です。特別調査はこれを補うため、常用労働者 1~4 人の事業所を対象に年 1 回行う調査で、原則 2 年間、同一の地域を調査します。

どの事業所を調査するの？

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果はどんなことに利用されているの？

この調査は雇用・給与及び労働時間の実態について、全国及び核と都道府県の実態を示す資料として GDP 統計の作成等に使用されています。

調査の流れは？

調査対象となる事業所には、7~9 月の実施期間中に兵庫県の統計調査員が訪問されます。



厚生労働省 HP

【お問い合わせ】

毎月勤労統計調査 特別調査コールセンター

フリーダイヤル：0120-014-360 受付期間：8 月 1 日~9 月 30 日（土日を除く）

受付時間：9 時 00 分~18 時 00 分

「稼ぐ力」の強化に向けた設備投資支援事業（兵庫県）

物価高騰や人手不足に負けない「稼ぐ力」の強化に向け、収益力向上に資する設備投資を行う県内中小企業者等を対象とした補助金です。持続的な賃上げ環境の整備につながる取り組みを幅広く支援します。

■対象者 兵庫県内の中小企業者等（創業 1 年以上）

■補助金額・補助率

中小企業 1/2 以内、小規模事業者 2/3 以内（上限 500 万円）

※補助対象経費 50 万円（税抜）以上の事業が対象

■対象事業 収益力向上につながる機械装置・システム等の導入

■申請期間

【第 1 期】令和 8 年 6 月 8 日（月）~7 月 7 日（火）

【第 2 期】令和 8 年 9 月 1 日（火）~9 月 30 日（水）

■申請方法・詳細 詳細・申請様式は右記の兵庫県 HP よりご確認ください。

項目	内容
補助対象	令和 8 年度 6 月 8 日（月）~7 月 7 日（火） 令和 8 年度 9 月 1 日（火）~9 月 30 日（水）
補助率	中小企業 1/2 以内、小規模事業者 2/3 以内（上限 500 万円）
補助対象経費	50 万円（税抜）以上の事業が対象
申請先	兵庫県庁 経済産業部 設備投資支援課 〒650-0001 兵庫県庁 1 階 101 号室 TEL: 0120-850-271 Eメール: kaseguchikara@pref.hyogo.lg.jp

【お問い合わせ】

稼ぐ力の強化に向けた設備投資支援事業費補助金事務局

電話：0120-850-271 Eメール：kaseguchikara@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県 HP

全国連 労務リスク対策 WEB セミナー

近年増加しているサイバー攻撃や情報漏えいへの対策、労務面での留意点などについて、実務に役立つ内容をオンラインで学べます。

- 日 時：令和8年7月21日（火）15:00～17:00
- 開催方法：ZoomによるWEBセミナー
- 参加費：無料
- 申込締切：令和8年7月20日（月）17:00まで
※定員1,000名（先着順）
- 申込方法：右記の申込フォームより
※申込コードは「WBK61」とご入力ください。



ご案内チラシ 申込フォーム

【お問い合わせ】
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部市場開発室
電話：050-3462-6444

「従業員を詐欺から守ろう」運動

本運動は、企業や団体が主体となり朝礼や会議、研修会など様々な機会を通じて、従業員や関係者に対し特殊詐欺への注意喚起を行い、被害防止を図る取り組みです。

実施要領

Step1：兵庫県警  教養資料を提供	Step2：企業等  教養手段を社内検討	Step3：企業等  従業員への教養	Step4：企業等  警察署へ教養結果の連絡 (日付、方法、人数、使用資料)
---	---	---	--

下記のQRより教養資料をダウンロードください。

(資料)



(アンケート)



【お問い合わせ先】

兵庫県警察本部 生活安全企画課 担当：井上氏、寺本氏
犯罪抑止対策室 特殊詐欺対策係 電話：078-341-7441

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン

多くの学生がアルバイトを始める4月から7月、アルバイトを雇用する際に下記の重点事項にご注意をお願いいたします。

アルバイトの労働条件を確かめよう

検索

- ・書面で労働条件を明示しましょう
- ・学業・アルバイトの両立に配慮したシフトの設定
- ・休憩時間・年次有給休暇を与える必要があります
- ・最低賃金を遵守し、適切な賃金を支払いましょう
- ・商品を強制的に購入させることはできません
- ・遅刻等を理由とした罰金を定める契約は不可

詳細は右記のQRよりご確認ください。

【お問い合わせ先】

兵庫県労働局雇用環境・均等指導課
電話：078-367-0820
労働条件相談ホットラインへ
電話 0120-811-610



厚生労働省 HP

加東市商工会からのお知らせ

加東市商工会では、新規会員を募集しています。お知り合いの方で、まだ加東市商工会に加入されていない事業所をご紹介ください。

【加入条件】

加東市内に事業所または住所を有する事業者

【主な事業】

事業計画作成支援、各種補助金申請支援、専門家派遣（年間3回まで無料）、セミナー（人材育成、事業承継）、労働保険の事務委託、事業所健診など

【お問合せ】 加東市商工会 電話：0795-42-0253

令和8年度 事業所健診のお知らせ

加東市商工会では、今年度も事業所健診の実施を、11月上旬に予定しています。

つきましては、7月上旬に事前申込の案内を郵送しますので、受診を希望される事業所は是非とも、事前申込をお願いします。

また正式な申込案内は、8月中旬にご案内いたします。

【お問合せ】 加東市商工会 山本
電話：0795-42-0253

